日本社会学会会員　各位

**「社会調査の倫理審査に関するお願い」等のご案内**

2025年9月　日本社会学会倫理委員会

日本社会学会倫理委員会では、「日本社会学会倫理綱領」及び「日本社会学会倫理綱領にもとづく研究指針」（以下、倫理綱領・研究指針）を見直し、2024年に17年ぶりの改訂を行いました（最新版は、2025年一部改訂）。

改訂作業を進めるにあたり、2022 年に2 度にわたって会員に意見を募ったところ、倫理審査に関するご意見を多数いただきました。そのため、2023年には、倫理審査に関する経験や意見を尋ねる調査を実施しました。その結果、社会調査の実施にあたり、医学をはじめとする他の学問分野の基準で運営される倫理審査委員会を受ける義務を課されている会員や、社会調査への理解が不十分な委員会からの修正指示によって本来の社会調査の趣旨が損なわれるような計画変更を迫られる会員がいることがわかりました[[1]](#footnote-1)。

そこで、倫理委員会では、会員が適切な倫理審査を受けられる、あるいは倫理審査を免除される環境を整える一助として、「社会調査の倫理審査に関するお願い」に加え、「倫理審査免除通知書（例）」（別紙１）を作成しました。社会調査を実施する会員におかれましては、倫理審査委員会への対応の過程で、必要に応じてお役立てください。

また、倫理綱領・研究指針には、調査対象者等の保護に関する項目が様々な場所に分かれて記載されていますので、これらを抜粋してまとめた文書を作成しました（別紙２）。社会調査を実施する会員におかれましては、ご一読のうえ、社会調査の計画を策定する際にご活用ください。

別紙１　「社会調査の倫理審査に関するお願い」及び「倫理審査免除通知書（例）」

別紙２　「日本社会学会倫理綱領にもとづく研究指針」（2025年一部改訂）における調査対象者の保護等に関する記載事項（概要）

以上

**（別紙１）**

日本社会学会会員が所属する研究機関の

倫理審査委員会　委員長　様　ご担当者　様

**社会調査の倫理審査に関するお願い**

2025年9月　日本社会学会倫理委員会

平素より、社会学研究の実施にご理解を賜り、誠にありがとうございます。

社会学研究の主要な研究手法の一つに、社会調査があります。社会調査とは、人々を対象として面接や質問紙など一定の方法で人々に関する客観的及び主観的情報を得ることであり、様々な学問領域でも広く使われている手法です。

社会調査は、どのような方法であれ、調査対象者に負担をかけ、プライバシー侵害や個人情報の漏洩の危険を含んでいます。そのため、日本社会学会では、「日本社会学会倫理綱領にもとづく研究指針」（以下，日社研究指針）を策定し、会員に対して、慎重な研究計画の設計や、研究計画への客観的な助言を得ること、調査対象者や関係する地域や集団を保護し、誠実な対応をすること等を要請しています。その一方で、現在、諸外国において、必ずしも社会調査への倫理審査が必須でないこと、また国内には社会調査の専門家を委員に含まない倫理審査委員会もあることから、「日社研究指針」では社会調査を実施する会員に対して、倫理審査の受審を求めていません。

しかしながら、2023年に本学会の会員が受けた倫理審査の経験を調査したところ、医学をはじめとする他の学問分野の基準で運営される倫理審査委員会を受ける義務を課されている会員や、社会調査への理解が不十分な委員会からの修正指示によって本来の社会調査の趣旨が損なわれるような計画変更を迫られる会員がいることがわかりました。

そこで、社会学的な関心から実施される社会調査の研究計画に対しては、下記の点をご考慮いただきたく、お願い申し上げます。

記

1. 貴機関において、社会学的な関心から実施される社会調査に対して、事前に倫理審査を実施する場合、「日社研究指針」を参照してくださいますよう、お願い申し上げます。
2. 社会学的な関心から実施される社会調査は、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」（文部科学省、厚生労働省、経済産業省）の対象ではありません[[2]](#footnote-2)。そのため、同指針が求める要件の遵守が、社会調査の実施にとって適切とは限りません。貴機関の倫理審査委員会が同指針に基づく審査を行っている場合、社会学的な関心から実施される社会調査の研究計画を倫理審査から免除する手続きを取ることをご検討ください。
3. 海外では、客観的に「当該研究計画は倫理審査を要しない」と判断された証明として、所属機関の長や倫理審査委員会の委員長から通知書や証明書が発行されることがあり、本学会の会員も、学会での発表や学術誌への投稿に際して、倫理審査を免除した旨の証明の発行を希望することがあります。その場合、以下に示すように、倫理審査の対象には該当しないと判断したことを示す通知書の発行をご検討ください。なお、本書式例では、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」の適用範囲に該当しないとの判断をした場合を想定していますが、貴研究機関内の規則等に置き換えても差し支えないものです。

**倫理審査免除通知書（例）**

〇〇 様

　本研究は、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」の適用範囲に該当しないため、審査免除に相当すると判断する。

通知番号：

研究課題名：

年　月　日

××倫理審査委員会委員長

**（別紙２）**

**「日本社会学会倫理綱領にもとづく研究指針」（2025年一部改訂）における**

**調査対象者の保護等に関する記載事項（概要）**

※指針の全文は、こちらをご覧ください。　[<https://jss-sociology.org/about/researchpolicy/>]

※【　】内は、研究指針で該当する番号です。

1. **調査の計画から結果の公表に至る全過程における留意点**
2. 研究の目的・過程および結果が、社会正義に反することがないか、もしくは個人の人権を侵害する恐れがないか、慎重に検討する【1(1)】
3. 社会調査はどのような方法であれ、対象者に負担をかけ、調査対象者の思想・心情や生活、社会関係等に影響を与え、またプライバシー侵害や個人情報の漏洩の危険を含んでいる。そもそもその調査が必要なのか、調査設計の段階で先行研究を十分精査する【1(3)】
4. 研究計画について指導教員や先輩・同輩、当該分野の専門家などから助言を求める【1(3)】
5. いかなる場合にも、対象者に対する真摯な関心と敬意を欠いた研究・調査をしてはならない。【1(6)c】
6. 調査対象者から当該調査について疑問を出されたり、批判を受けた場合は、真摯にその声に耳を傾け、対象者の納得が得られるよう努力する。行った調査の成果を守ろうと防衛的になるあまり、不誠実な対応になることは許されない。【1(6)c】
7. 特定の集団や地域に対する偏見・差別・スティグマを生み出したり助長したりしないか慎重に検討する【1(7)c】
8. 対象者リスト、回収票や電子データなど調査で得られたデータの保存・管理には、十分に注意する【1(8)b】
9. 調査対象者から常識を超える金銭や物品の供与を受け取ったり、調査対象者に過大な金銭・物品等を提供してはいけない【1(10)】
10. 調査の内容、研究者の関わり方、調査のまとめ方が、対象者を傷つけたり負担を与えたりすることがあるため、対象者への身体的・心理的な影響がとくに懸念される場合には、当事者団体や関連する支援団体等に調査開始前に相談し、必要な対応について十分に検討する【3(3)】
11. **事前の説明と同意の取得**
12. 対象者から直接データ・情報を得る場合、収集方法がいかなるものであろうと、対象者に対し、原則として事前の説明を書面または口頭で行い、同意を得る【1(6)a】
13. 事前に（a）研究・調査の目的、（b）助成や委託を受けている場合には助成や委託している団体、（c）データ・情報のまとめ方や結果の利用方法、（d）公開の仕方、（e）得られた個人情報の管理の仕方や範囲などについて説明する【1(6)a】
14. 想定される影響について対象者に十分説明するとともに、必要に応じて支援が受けられる相談窓口などについても併せて情報提供することを考える【3(3)】
15. 調査の性質に応じて調査対象者から同意書に署名をもらうことの必要性についても検討する【1(6)a】
16. 調査対象者には、いつでも調査への協力を拒否する権利があることを含めて説明し、研究者は、調査対象者にその権利があることを自覚する【1(6)b】
17. **事前の説明と同意の取得が難しい場合の対応**
18. 過去データの利用など本人から同意を得ることが困難な場合には、研究成果の公表に伴う不利益を十分に考慮したうえで、調査の透明性確保に努める。その際、新たに利用目的についての周知・広報を行うことが有効な場合もある【1(6)a】
19. フィールドワークのように、事前に調査対象者から同意を得ることが困難な研究手法の場合には、調査結果の公表前に、調査対象者に対して調査を行っていたことを謝罪し、研究目的について丁寧に説明したうえで、公表に関する同意を得る【3(1)】
20. 事後的に同意を得ることが困難な場合には、調査対象者の匿名性を高める等の工夫を試みる【3(1)】
21. **個人情報及びプライバシーの保護**
22. 対象者から収集したデータは、調査中も、分析中も、報告書作成後も、他に漏れないよう厳重な管理が必要であり、調査員にも指導を徹底することが求められる。また第三者によって、調査票の個番と対象者リストが照合され対象者が特定されることのないよう、調査票、個番、対象者リストを別々に保管するなどの対策を講じることが望ましい【2(3)】
23. プライバシー保護のために、個人名や地域名を仮名化する必要があるが、調査対象者が実名での記述を望む場合もあることから、十分話し合い、いかなる表記をすべきかについて了解を得る【3(2)】
24. SNSでのコメントなど、誰でも見られる形で公表されている資料についても、取り上げ方によっては本人に不利益を与えたり、著作権の問題が生じることがありえるため、事前に十分な検討を行う【3(2)】
25. **結果の公表にあたっての留意点**
26. 調査結果の公表によって調査対象者に損害を与えないよう留意すること【1(7)a】
27. 公表予定の内容が調査対象者に不利益をもたらす可能性がある場合など、必要に応じて骨子やデータ、原稿などを事前に示し、調査対象者の了解を得ること【1(7)b】
28. 調査対象者に、研究・調査結果の要点を知らせる努力や公表された研究結果にアクセスできるように対応すること【1(7)b】

以上

1. 日本社会学会ニュース242 号［https://jss-sociology.org/news/20240813post-16602/］ [↑](#footnote-ref-1)
2. 同指針の対象となる「人を対象とする生命科学・医学系研究」とは、人を対象として、①傷病の成因の理解、②病態の理解、③傷病の予防方法の改善又は有効性の検証、④医療における診断方法及び治療方法の改善又は有効性の検証のいずれかを通じて、国民の健康の保持増進又は患者の傷病からの回復若しくは生活の質の向上に資する知識を得ること、または、人由来の試料・情報を用いて、ヒトゲノム及び遺伝子の構造又は機能並びに遺伝子の変異又は発現に関する知識を得ること、と定義されている。 [↑](#footnote-ref-2)